

保健省

ベトナム社会主義共和国

独立・自由・幸福

No:4674/BYT-MT

ハノイ、2020年8月31日

短期商用目的で入国する外国人（14日以下）に対する COVID-19 対策の医療ガイドランスについて

宛先：-各省、省レベルの機関、政府直轄機関
-各省/中央直轄市の人民委員会

外国人による短期商用目的での入国を許可する政府首相の指示を実施するため、保健省は短期商用目的で入国する外国人（14日以下）に対する COVID-19 対策の医療ガイドランスを策定した（本文書に添付する）。

保健省は各省、省レベル機関、政府直轄機関及び各省/中央直轄市の人民委員会が以下のいくつかの内容の実施を要請する。

1. COVID-19 対策の安全を確保するため、短期商用目的で入国する外国人（14日以下）に対する COVID-19 対策の医療ガイドランスに規定される内容を展開する。
2. 専門家がベトナムに滞在している間の COVID-19 対策の検査、監視、評価をする。
3. 保健省（医療環境管理局）にその実施結果を報告する。

詳細の問い合わせは保健省医療環境管理局へお願いする（No 8Ton That Thuyet, Nam Tu Liem 区、ハノイ市 電話：024 3227 2855、Email:baocaoytld@gmail.com）

ゲン・タン・ロン保健大臣代理

宛先：

- 政府首相（報告のため）
- ヴ・ドック・ダム副首相（報告のため）
- COVID-19 対策国家指導委員会のメンバー
- 各副大臣
- 外務省
- 労働総連合、VCCI

- 保健省官房局、医療予防局、診療管理局
- NIHE, ハイランド衛生疫学研研究所、Pasteur Nha Trang, Pasteur Ho Chi Minh, Ho Chi Minh 公衆衛生
- 各省、市の保健局、CDC/予防医学
- 保健省のポータルサイト
- 保管：文書